

合同相談所開設のお知らせ

日時 平成27年6月2日(火) 午前10時から午後4時まで
(午後12時から午後1時までを除く。)

場所 嘉手納町役場エントランスホール

行政相談

相談内容

- 道路、交通安全等に関する相談
- 老人福祉に関する相談
- 医療保険、年金等に関する相談
- 公害、環境衛生等に関する相談
- 公共施設に関する相談
- 行政窓口サービスに関する相談

国、県及び町の仕事に関する苦情、意見、要望等がありましたら、お気軽に御相談ください。

行政相談委員(総務大臣委嘱)がご相談にのります。



人権相談

相談内容

- いじめ、体罰、児童虐待等の相談
- 結婚、離婚、入籍等の戸籍に関する相談
- DV(パートナーからの暴力)、セクハラ等の相談
- 相続、売買等の登記に関する相談
- 借地、借家等に関する相談
- 金銭貸借に関する相談

住みよい社会を築くため「人権の番人」として、人権擁護委員はあなたの味方です。

秘密は厳守されますので、安心して御相談ください。

人権擁護委員(法務大臣委嘱)がご相談にのります。

心配ごと相談

相談内容

- 生活が苦しい
- 職業に関する相談
- 結婚、離婚等に関する相談
- 健康、衛生、医療及び年金に関する相談
- 心身障害者(児)福祉に関する相談
- 母子、父子及び老人福祉に関する相談
- 介護に関する相談

相談員は民生委員、児童委員及び当該委員経験者が当たり、皆さんの立場になって相談に応じ、適切な指導及び助言を行い問題解決のためにお力添えいたします。

民生委員、児童委員(厚生労働大臣委嘱)がご相談にのります。

* 合同相談の日以外でも、相談事業を行っております。相談、問い合わせ等がございましたら、総務課行政係(内線228)へお電話ください。